

地域公共交通・物流事業者太陽光発電設備等導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内地域公共交通・物流事業者の効率的なエネルギー利用の推進及び燃料価格高騰による負担軽減を図るため、当該事業者等に対し、太陽光発電設備及び定置用蓄電池の導入に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 地域公共交通・物流事業者太陽光発電設備等導入促進補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 次に掲げる事業を営む者であって、知事が適当と認める者であること。
 - ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業
 - イ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業
 - ウ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業
 - エ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業
- (2) 前号に掲げる事業に使用する県内に使用本拠を置く事業用自動車（二輪の自動車を除く。）の台数が10台以上であること。
- (3) 奈良県内に事業所を有し、当該事業所で次条の補助対象事業を実施する者であること。
- (4) 県税を滞納していないこと。

(補助対象事業及び要件)

第3条 補助金の交付の対象となる事業及び要件は、以下のとおりとする。

- (1) 定置用蓄電池導入事業
蓄電池を導入する事業であって、当該蓄電池が次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - ア 据置型（定置型）であること。
 - イ 太陽光発電設備によって発電した電気を優先的に蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
 - ウ 家庭用の蓄電池の場合、交付申請時点で、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により国の補助事業における補助対象機器として登録されている製品であること。
- (2) 太陽光発電設備導入事業
太陽光発電設備を導入する事業であって、当該太陽光発電設備が次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - ア (1)の定置用蓄電池導入事業と同時に導入し、当該蓄電池と連携して使用するものであること。
 - イ 新たに設備容量として12kW以上導入するものであること。
 - ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置するものであること。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、以

下のおりとする。

- (1) 補助対象経費は、前条に定める事業に必要な設備費及び工事費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。
- (2) 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内（当該2分の1を乗じて得た額が5,000千円を超える場合は、5,000千円以内）の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、地域公共交通・物流事業者太陽光発電設備等導入促進補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 施設所有者の設置承諾書（第4号様式）（設備設置者と施設所有者が異なる場合に限る。）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書により、申請者に対し、通知するものとする。この場合において、知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

（申請の取下げ）

第7条 前条の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付の決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（事業計画の変更の承認等）

第8条 補助事業者が、次に掲げる事業内容等の変更をしようとするときは、あらかじめ補助金の変更承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額のみの変更（20パーセント以内の変更の場合は、変更承認の申請を要しない。）
- (2) 事業内容の変更であって、次に掲げるもの
 - ア 補助対象事業等に変更が生じず、補助目的達成に資するもの
 - イ 計画の細部の変更であって、補助事業の目的に影響を及ぼさないもの
 - ウ 事業を中止するもの
- 2 前項各号に掲げるもの以外の事業内容等の変更は、認めない。
- 3 知事は、第1項の承認に当たって必要があると認めるときは、交付決定の内容を変更し、又は条件を付けることができる。この場合において、交付決定額の変更については、減額のみとし、増額変更は行わない。

（指示及び検査）

第9条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、遅延等報告書（第7号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、事業完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第9号様式）
- (2) 収支精算書（第10号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、前条に規定する実績報告書の内容が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を書面により補助事業者に通知する。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金交付請求書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 知事は、前条の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付する。

（経過状況報告）

第15条 補助事業者は、補助事業完了後もエネルギーの効率的利用を推進しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業完了の日が属する会計年度の終了から3年間は、毎会計年度終了後60日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の状況等を記載した経過報告書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、必要に応じて、補助事業者を経過報告書に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。
- 4 補助事業者は、経過報告書にかかる証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（取得財産の管理等）

第16条 補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（交付決定の取消し等）

第17条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第6条後段の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第8条の規定に違反したとき。
- (3) 第9条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 前条の規定に違反したとき。
- (5) 規則第20条の規定に違反したとき。

(6) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第18条 規則第20条第3号の知事が定める財産は、補助事業で取得した設備とする。

- 2 規則第20条ただし書きの規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。

- 3 補助事業により取得した財産の処分の手続については、奈良県環境森林部脱炭素・水素社会推進課が所管する補助金に係る財産の処分の制限等に関する事務処理要領に定めるところによる。

(補助金の経理等)

第19条 補助事業者は、補助金にかかる経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月8日から施行する。